

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等に規定する 障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者の認定に関し必要な事項を定め、もって事務の円滑な取扱いに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者支援施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。

(2) 認定 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する、障害者支援施設等に準ずる者として、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条で定めるところにより、市長が行う認定をいう。

(3) 準ずる者 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者をいう。

(準ずる者の認定)

第3条 準ずる者の認定は、徳島市障害者就労施設等登録要綱第3条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿に登録された者又は同要綱第5条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿に登録の申請を行った者のうち、障害者支援施設等には該当しないが、実態として障害者支援施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動等を行っているものであって、別に定める基準に該当する者を対象として行うものとする。

(認定の申請)

第4条 前条の規定に基づいて、準ずる者の認定を受けようとする者は、障害者就労施設等に準ずる者の認定申請書（別記様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、徳島市障害者就労施設等登録要綱第5条の規定に基づいて、障害者就労施設等登録名簿への登録の申請が受理された者は、添付すべき必要な書類が提出されたものとみなす。

2 前項の認定の申請の受付の期間は、原則として、徳島市障害者就労施設等登録要綱第6条に定める申請書の提出期間とする。

(認定の審査)

第5条 市長は、前条の規定による認定の申請があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の4及び地方公営企業法施行規則第52条の規定に基づいて、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴き、意見の内容を書面にとりまとめた上で、認定の可否を審査するものとする。

2 市長は、前項の審査終了後、申請者に対し、準ずる者の認定の可否を、速やかに通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 前条の規定による、準ずる者の認定の有効期間は、徳島市障害者就労施設等登録要綱第8条に定める期間とする。

(登録簿への登録)

第7条 市長は、第5条の規定に基づいて、準ずる者の認定を行ったときは、速やかに徳島市障害者就労施設等登録要綱第3条に規定する障害者就労施設等登録名簿にその旨表示するものとする。

(変更、廃止等届)

第8条 準ずる者に係る名称、所在地等の変更及び事業の廃止等の手続きは、徳島市障害者就労施設等登録要綱第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、同要綱に基づく手続きがなされた場合は、この要綱に基づいて、変更届又は廃止等届が提出されたものとみなす。

(辞退届)

第9条 準ずる者による自らの都合による認定の辞退の申出については、徳島市障害者就労施設等登録要綱第11条の規定を準用する。この場合において、同要綱に基づく手続きがなされた場合は、この要綱に基づいて、辞退届が提出されたものとみなす。

(認定の取消し)

第10条 準ずる者の認定は、徳島市障害者就労施設等登録要綱第12条の規定に準じて、認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その者に通知するものとする。

(暴力団等排除措置等)

第11条 準ずる者に対する、暴力団等排除措置及び登録の停止等の措置は、徳島市障害者就労施設等登録要綱第13条及び第14条の規定を準用するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。